(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)第1条の4の規定に基づき、寄居町総合教 育会議(以下「会議」という。)について必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)
- 第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 大綱の策定に関する協議
 - (2) 次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する次条に掲げる会議 の構成員の事務の調整
 - ア 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、 学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - イ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が 生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置 (構成員)
- 第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(招集等)

- 第4条 会議は、町長が招集し、その議長となる。
- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思 料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集 を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 会議は、第2条各号の協議を行うに当たって必要があると認めると きは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して 意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公 表するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、 当該構成員は、その調整の結果を尊重するものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総合教育会議主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

附則

この要綱は、平成27年7月23日から施行する。